

## 「原子力防災検討会」の開催について

平成17年9月2日  
科学技術・学術政策局  
原子力安全課  
防災環境対策室

### 1. 開催目的・趣旨

平成11年9月に発生したJCO臨界事故を契機に、原子力災害対策特別措置法（原災法）が制定され、原子力防災対策の抜本的な充実が図られてきたところである。

原災法は公布後5年を経過した場合において、その施行状況について検討を行うこととされていることから、科学技術・学術政策局におかれている原子力安全規制等懇談会の下に原子力防災検討会を新たに設け、制度面及び事業の実施面について、総合的な評価を行うこととする。

（参考）原子力災害対策特別措置法附則（抄）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 2. 検討内容

- （1）原災法の見直しに関する事
- （2）原子力防災体制の総合的な検討に関する事
- （3）その他、原子力防災に関する事

### 3. 庶務

検討会の庶務は、原子力安全課防災環境対策室において処理する。